

# 茨城県

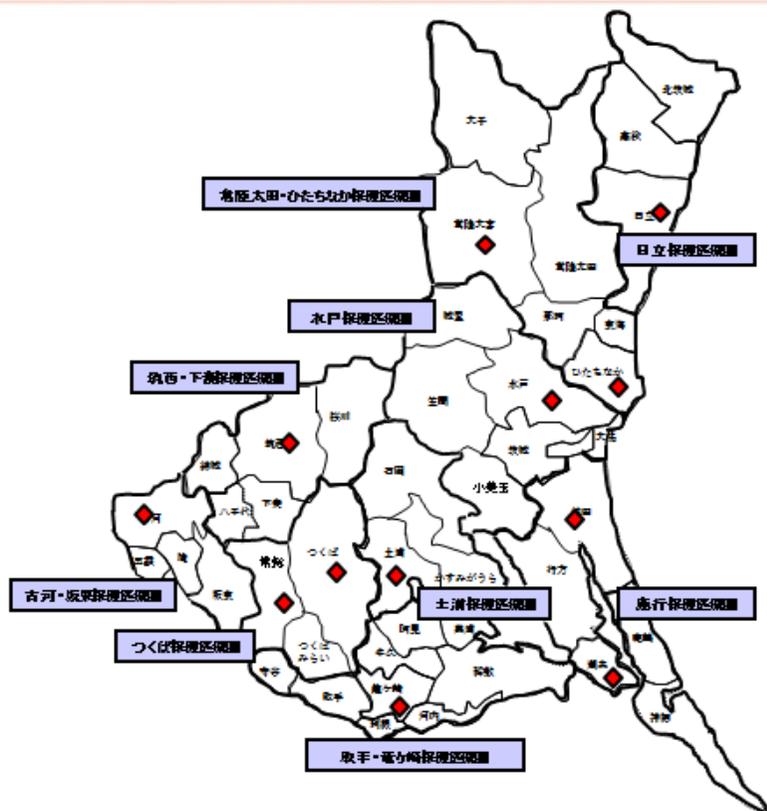
## 保健所圏域ですすめる 顔の見えるネットワークづくりを 目指して

茨城県では、保健所圏域ごとに精神障害者地域移行支援連絡協議会を設置し、精神障害者の地域移行及び地域定着支援体制の検討を行うことで、地域特性に応じた支援体制の整備を推進している。

また、人材育成の取り組みとして、国研修受講者を中心とした有識者による人材育成検討会やリーダー研修会を通し、地域におけるリーダー育成を促進している。

1 県又は政令市の基礎情報

茨城県



取組内容

【人材育成の取り組み】

- ・精神障害者地域移行支援に係る人材育成検討会の開催
- ・精神障害者の支援に従事する保健・医療・福祉関係者の対応力向上のための基礎研修、リーダー研修の実施

【精神障害者の地域移行の取り組み】

- ・保健所圏域ごとの地域移行支援連絡協議会の開催
- ・「精神医療福祉マップ」支援者用を作成
- ・「いばらき県版こころの生活支援手帳—地域連携パス—」を作成
- ・精神科と身体科医療機関の連携推進（検討会、研修）

基本情報

障害保健福祉圏域数（H29年3月末）	9カ所		
市町村数（H29年3月末）	44市町村		
人口（H29年5月1日現在）	2,897,644人		
精神科病院の数（H29年3月末）	33病院		
精神科病床数（H28年6月末）	7,368床		
入院精神障害者数（H28年6月末）	3か月未満：1,012人（17.2%）		
	3か月以上1年未満：782人（13.3%）		
	1年以上：4,104人（69.6%）		
退院率（H28年6月末）	うち65歳未満：2,082人		
	うち65歳以上：2,022人		
	入院後3か月時点：60.1%		
相談支援事業所数（H29年3月末）	入院後6か月時点：81.9%		
	入院後1年時点：89.8%		
	基幹相談支援センター：10市町村11カ所		
障害福祉サービスの利用状況（H29年4月）	一般相談事業所数：59		
	特定相談事業所数：248		
	地域移行支援サービス：2人		
保健所（H29年3月末）	地域定着支援サービス：26人		
	12カ所		
	（自立支援）協議会の開催頻度（H28年）		
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた保健・医療・福祉関係者による協議の場の有無と数	都道府県	有・無	1カ所
	障害保健福祉圏域	有・無	12カ所
	市町村	有・無	（未把握）
精神保健福祉審議会（H29年3月末）	1回／年、委員数15人		

## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体）

### ○精神障害者地域移行連携推進事業の体制

3つの会議の連動と人材育成の取り組み、相談支援ツールの開発により、精神障害者の地域移行・地域定着を支援。

#### 1. 県精神保健福祉審議会

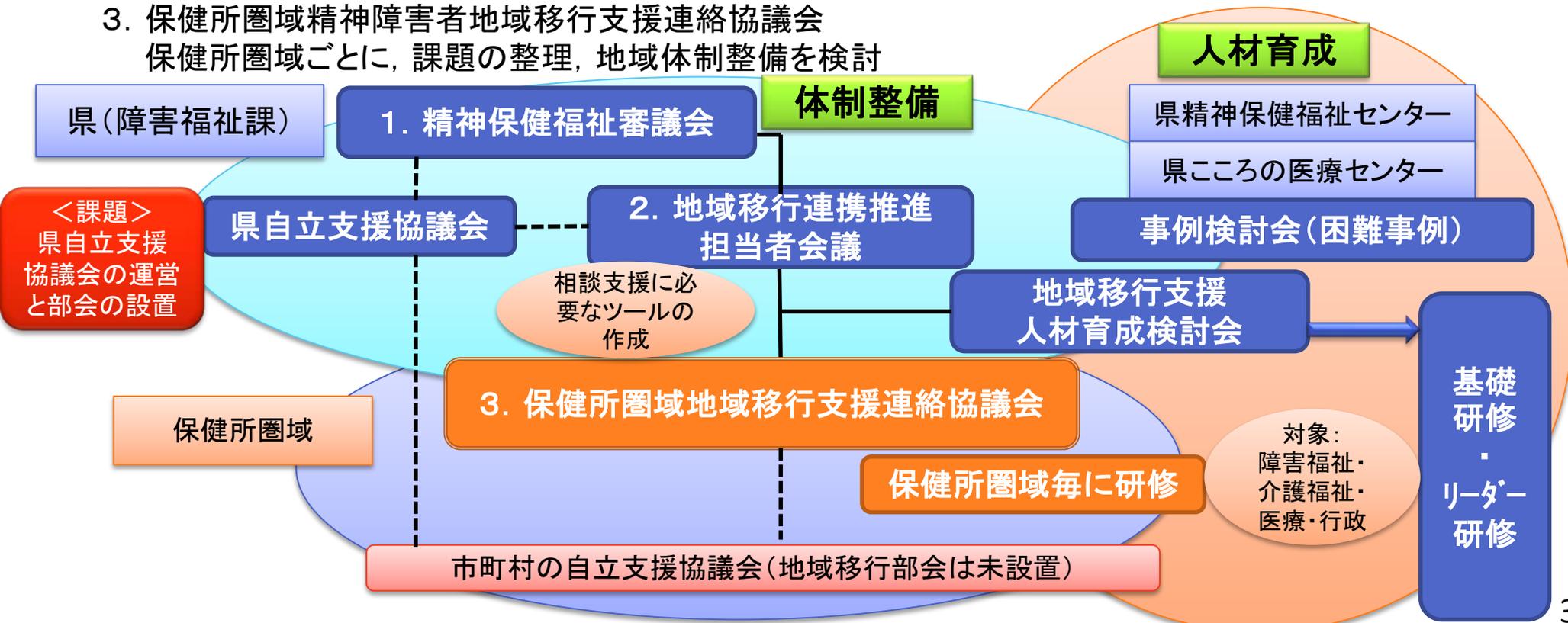
県全体の精神障害者地域移行に係る課題・事業方針を検討

#### 2. 精神障害者地域移行連携推進事業担当者会議

県の事業方針に基づき、各圏域ごとの具体的な取り組みの報告及び課題の共有、方向性の統一化

#### 3. 保健所圏域精神障害者地域移行支援連絡協議会

保健所圏域ごとに、課題の整理、地域体制整備を検討



## 2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組概要（全体その2）

1. 精神障害者地域移行支援に係る人材育成研修（県障害福祉課）
  - 1) 精神障害者地域移行支援に係る人材育成検討会の開催（H27年度～）

国研修を受講した各関係団体，保健所，精神保健福祉センターの有識者をメンバーに精神障害者支援に係る人材育成の研修体系を検討。
  - 2) 精神障害者地域移行支援従事者研修会の開催
    - ・基礎研修－対象：障害福祉・介護保険関係者，精神科医療機関，行政等（H27年度～）
    - ・リーダー研修－対象：相談支援事業所，精神科医療機関（H28年度～）
  - 3) その他実態調査に基づく研修企画，関係団体との連携による研修
  
2. 精神障害者地域移行支援連絡協議会の開催（保健所）

保健所圏域（12圏域）毎に，精神科医療機関，障害福祉サービス事業所，市町村等の構成員による地域移行支援連絡協議会を年1回以上開催。地域の現状・課題の共有及び支援体制の検討，研修，事例検討等を実施。
  
3. 地域移行支援を推進するためのツールの開発
  - 1) 「茨城県精神医療福祉マップ」の作成（H27年度）
  - 2) 「精神医療福祉相談支援の手引き」の作成（H28年度）
  - 3) 「いばらき県版こころの生活支援手帳－地域連携パス－」（平成28年度）
  
4. 精神科及び身体科医療機関連携基盤強化事業（H23年度～）

身体科合併症の精神障害者等への医療連携を強化し，地域移行への理解促進を図るための全体研修会，地区研修会（事例検討）を実施。

### 3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に取り組む市・圏域

関係機関の役割		
市町村ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	市町村の場合 自立支援協議会の開催。精神障害者地域生活支援部会を設置している市町村はなし。 (総合支援法第89条の3)
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉計画の進捗状況</li> <li>・ 関係機関の情報交換</li> <li>・ 協議会，専門部会の活動報告など</li> </ul>
	協議の結果としての成果	
障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	【筑西保健所圏域の場合】 筑西保健所圏域精神障害者地域移行支援協議会（精神障害者地域生活支援広域調整等事業） (総合支援法第78条の1)
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 圏域内医療機関の状況（長期入院者の状況，デイケア活動等）の情報共有</li> <li>・ 圏域内地域移行支援事例の情報共有</li> <li>・ 地域移行に向けて，当事者，関係者間の連携及び再入院防止のために「こころの生活支援手帳」作成に向けたワーキング会議を開催</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当事者及び医療と保健・福祉が連携するための連携ツール「こころの生活支援手帳」を作成</li> <li>・ 「こころの生活支援手帳」を全県的に活用できる体制整備に向けて，平成28年度は全県的に保健所を中心に試行。試行結果を評価し，「いばらき県版こころの生活支援手帳ー地域連携パスー」を作成。</li> </ul>
都道府県ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場	協議体の名称 設置根拠	茨城県障害者自立支援協議会の開催。地域移行支援部会の設置はなし。 (総合支援法第89条の3)
	協議の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村自立支援協議会の開催状況の把握</li> <li>・ 障害者相談支援専門員人材育成ビジョンの検討など</li> </ul>
	協議の結果としての成果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者相談支援専門員等の人材育成研修体制が整備された。</li> </ul>

## 4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組の経緯

年度	事業内容
平成19年度～ 平成23年度	①精神障害者地域移行支援連絡協議会の設置(実施主体:4～6法人に委託) ②地域移行推進員(退院促進訓練員)を配置 ③地域体制整備コーディネーターの配置(H19～24)⇒精神科病院への啓発 ※地域活動支援センター I 型事業所に, 連絡協議会の開催, 退院訓練等委託
平成24年度	①精神障害者地域移行支援連絡協議会の設置(実施主体:3法人に委託) ②地域体制整備コーディネーターの配置⇒市町村, 精神科病院への啓発 ※障害者自立支援法に基づく法定給付化
平成25年度	①精神障害者地域移行支援連絡協議会の設置(実施主体:12保健所) ※地域体制整備コーディネーターは廃止
平成26年度	①精神障害者地域移行支援連絡協議会の設置(実施主体:12保健所) ②精神障害者のグループホーム利用調査実施 ③グループホーム従事者研修会の開催
平成27年度	①精神障害者地域移行支援連絡協議会の設置(実施主体:12保健所) ②精神障害者地域移行支援に係る人材育成意見交換会の開催(3回) ③高齢者施設等における精神障害者の利用調査実施 ④精神障害者地域移行支援従事者研修(基礎研修, 計画相談従事者研修)
平成28年度	①精神障害者地域移行支援連絡協議会の設置(実施主体:12保健所) ②精神障害者地域移行支援に係る人材育成意見交換会の開催(2回) ③精神障害者地域移行支援従事者研修(基礎研修, リーダー研修) ④当事者・支援者支援のためのツール(こころの生活支援手帳, 相談支援の手引き)作成

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた取組における強みと課題

## 特徴(強み)

1. 平成25年度から保健所が地域移行支援連絡協議会を開催することで、連携のための意見交換、協議の場があり、顔の見える関係づくりができています。  
その中で、当事者と関係機関の連携ツール(地域連携パス)を作成した保健所がある。
2. 国研修に参加した有識者を委員とし、人材育成検討会を開催し、研修体制を整備している。
3. 県立こころの医療センター、精神保健福祉センターが地域に出向き、事例検討による人材育成に取り組んでいる。
4. 平成29年度から、茨城型地域包括ケアシステムを推進するために、県医師会に委託し、推進員の配置や郡市医師会と市町村、保健所との連携により、切れ目のない在宅医療・介護の推進を図る体制づくりが始まる予定。

## 課題

1. 県自立支援協議会の機能強化。県地域移行支援部会の設置(位置づけ)が必要。
2. 市町村における自立支援協議会の活性化が課題。保健所地域移行連絡協議会と連動し、自らの地域課題として認識し、地域移行支援部会設置等、具体的な協議の場づくりを進めていく必要がある。
3. 精神科病院職員(医師、看護師等)の地域移行支援の理解を深め、地域へ押し出す力を強化していく働きかけが必要。
4. 精神障害者当事者同士の支援体制の強化として、ピアサポーター育成を中長期的に計画していく必要がある。

## 6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた指標の推移

NO	指標	平成26年度	平成27年度	平成28年度
①	1年以上の精神科病院在院患者数(人) (各年6月30日現在)	4, 260	4, 226	4, 104
②	各年度 地域移行支援利用者数(実人数)(人)	未把握	未把握	6
③	②のうち、退院した者の数(実人数)(人)	未把握	未把握	4
④	ピアサポーターの養成者数(実人数)(人)	0	0	0
⑤	④のうち、活動している者の数(実人数)(人)	0	0	0

## 【記入上の留意点】

- ③について ※利用年度の翌年度以降に退院した者については、利用年度に計上して下さい。  
※退院後に再入院となった者については、退院した者(1人)として計上して下さい。
- ⑤について ※養成年度以降に、実際の活動を開始した者については、養成年度へ計上して下さい。

## 7 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた平成29年度の取組スケジュール

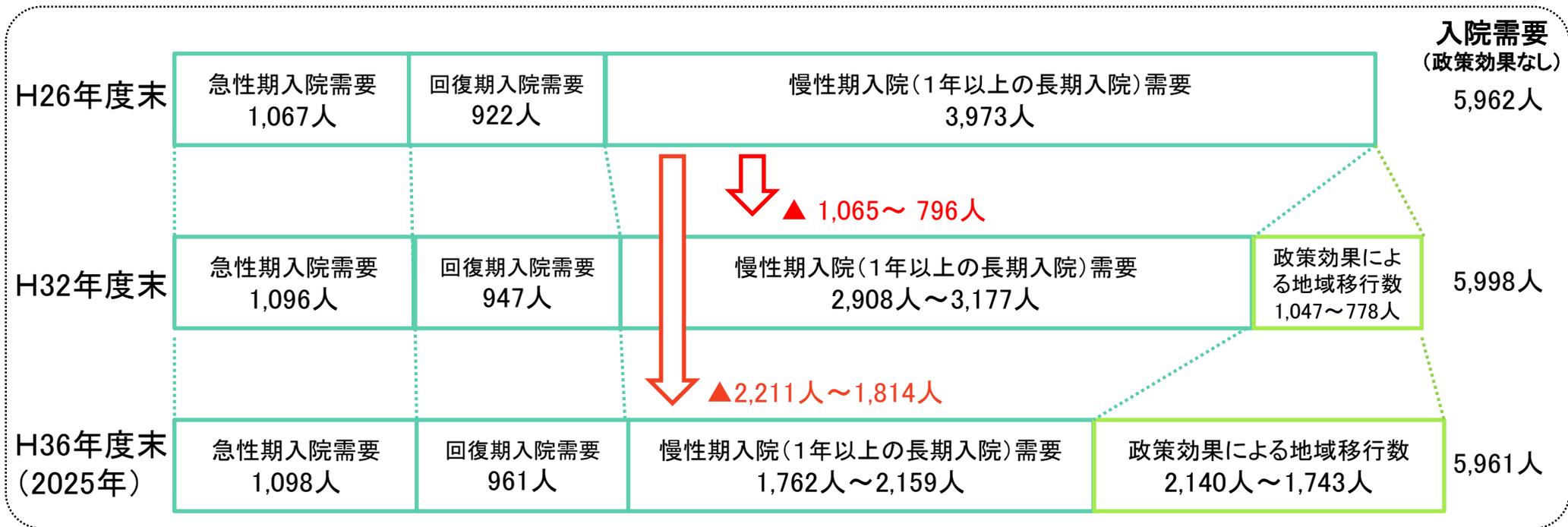
### 平成29年度の目標

1. 保健所圏域ごとの地域移行支援連絡協議会をより活性化させ、圏域毎の目標値を定め活動する。
2. 精神障害者を含めた地域包括ケアシステムの構築に向け、市町村における地域ケアシステムの現状を把握するとともに、支援関係者への人材育成体制を検証する。

時期(月)	実施内容	担当
年間通し	1. 保健所における地域移行支援連絡協議会の開催 ・年間1～2回。管内関係機関を集め地区課題を協議、目標値の設定 ・「いばらき県版こころの生活支援手帳」「茨城県精神医療福祉相談支援の手引き(連携シート)」の活用	保健所
6月～ 11月	2. 地域事例検討会の開催 3. 人材育成研修の実施 ・精神障害者地域移行支援従事者基礎研修 ・精神障害者地域移行支援リーダー研修	県精神保健福祉センター 県障害福祉課
2月	4. 精神障害者地域移行推進に係る人材育成検討会の開催 ・3年間の研修実施を評価し、次年度以降の人材育成研修計画を中長期的に策定	県障害福祉課
6月～ 2月 年間通し	5. 精神科と身体科の連携基盤強化ワーキング会議 ・年間研修計画(全体研修、地区研修)の検討、実施、評価 6. 県自立支援協議会地域移行部会設置の検討	茨城県医師会委託 県障害福祉課

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けた目標設定（茨城県）

- 政策効果を見込まない将来の入院需要を推計し、①「地域移行を促す基盤整備」、②「治療抵抗性統合失調症治療薬の普及」、③「認知症施策の推進」による政策効果を差し引いて、入院需要の目標値を設定



## 平成36年度末(2025年)までの政策効果の見込みの内訳

政策	地域移行する長期入院患者数の見込み(政策効果)	人数
① 地域移行を促す基盤整備	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)以外(長期入院患者(認知症除く)の30～40%)	1,435人～1,077人
② 治療抵抗性統合失調症治療薬の普及	継続的な入院治療を要する長期入院患者(認知症除く)の25～30%	644～624人
③ 認知症施策の推進	認知症による長期入院患者の13～19%	61～42人

合計 2,140～1,743人<sup>10</sup>